平成25年11月8日

各　　位

会 社 名　ターボリナックスHD株式会社
代表者名　代表取締役社長　森蔭　政幸
（コード3777・JASDAQ）
問合せ先　取締役経営企画管理本部長
飯冨　康生
（TEL．03－5809－1850 ）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月8日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の分割について決議いたしましたのでお知らせ致します。また、同取締役会において、下記のとおり、単元株制度の採用及び定款の一部変更を平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会に「単元株制度の採用の件」及び「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した、平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社は単元株制度を採用するものであります。

当社は、平成25年12月24日（火）開催予定の臨時株主総会において、単元株制度の採用についての議案が承認可決されることを条件として、平成26年1月1日をもって単元株制度を採用する予定です。これに伴い、単元株制度の採用により、1単元未満となる株式をご所有する株主様数をできるだけ減少し、影響を少なくすることを目的として、当社は株式の20分割を行うことを決議いたしました。当該株式分割により、新たに1単元未満となる株主数（分割前の株式数：5株未満）は3,994名であります。この株主様の数は平成25年6月末現在の株主名簿に基づいており、この株主様の割合は株主総数に対して63.1%であり、その所有される株式数の割合は平成25年6月末時点の発行株式総数に対して0.93%であります。

当社は1単元未満株の株式をご所有される株主様を無くするために、単元株制度の採用に伴い、株式の100分割を検討いたしましたが、当社の現状の株価を考慮しますと、100分割した場合、分割後の株価は理論上100分の1となることが想定され、株価が10円未満となる可能性があり、株式会社東京証券取引所が「有価証券上場規程第604条の4第1項第1号」に定める「上場廃止の基準」に該当する可能性があります。単元株未満株式をご所有される株主様が新たに生じるとしても、現時点におきましては、株式の100分割を実施しないことが株主様の利益を確保できるという判断を致しました。

また、後述のとおり、単元株制度の採用日を平成26年1月1日と予定することで、株主様にご判断いただける期間を設けるほか、採用日以降、単元未満株式をご所有される株主様からの「単元未満株式の買取」に対応すべく、同制度をご利用頂けます。

２．株式の分割の概要

（１） 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日（火）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 20 株の割合をもって分割いたします。

（２） 分割により増加する株式数

平成 25 年 12 月 31 日最終の発行済株式総数に 19 を乗じた株式数とします。なお、平成 25 年 11 月 8 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると次のとおりとなります。

①	株式分割前の発行済株式総数	797,844 株
②	今回の株式分割により増加する株式数	15,159,036 株
③	株式分割後の発行済株式総数	15,956,880 株
④	株式分割後の発行可能株式総数	52,218,000 株

（注）平成 25 年 12 月 24 日開催予定の臨時株主総会において、同日決議される予定の第三者割当増資が承認可決される条件で、上記株式数は変動する可能性があります。

（３） 分割の日程

①	取締役会決議日	平成 25 年 11 月 8 日（金曜日）
②	基準日の公告日	平成 25 年 12 月 13 日（金曜日）
③	基　準　日	平成 25 年 12 月 31 日（火曜日）

（注）基準日である平成 25 年 12 月 31 日（火）は休日扱いとなるため、実質的には平成 25 年 12 月 30 日（月）となります。

④	効力発生日	平成 26 年 1 月 1 日（水曜日）

（４） 資本金の増加

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。

３．株式の分割に伴う定款の一部変更

（１） 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 1 日(水)をもって、当社定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

（２） 変更の内容

現行	変更後
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第 6 条　当社の発行可能株式総数は 2,610,900 株とする。	第 6 条　当社の発行可能株式総数は 52,218,000 株とする。

(注) 当社は平成 25 年 12 月 24 日開催予定の臨時株主総会で定款の一部変更（発行可能株式総数）及び「第三者割当による募集株式（普通株式）及び新株予約権の発行の件」を付議しております。

当該株主総会の承認可決を条件として、変更後の発行可能株式総数は 3,144,976 株となります。従って、当該株式分割後の発行可能株式総数は 62,899,520 株に修正されます。

（３） 日程

取締役会決議日	平成 25 年 11 月 8 日（金曜日）
定款変更効力発生日	平成 26 年 1 月 1 日(水曜日)

４．単元株制度の採用

（１） 新設する単元株式数の数

単元株制度を新設し、単元株式数を100株といたします。

（2） 効力発生日

平成26年1月1日(水曜日)

＊単元株制度の採用に伴い、平成25年12月26日（木曜日）をもって、証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

（3） 採用の条件

平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とします。

5．定款の一部変更について

（1） 変更の理由について

上記の単元株式数の採用に伴うもの、新しい事業の開始に伴う目的の追加及び今後の事業拡大に伴う資金調達に備えるため、発行可能株式数を増加するものであります。

（2） 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更の箇所)

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
(目的)	(目的)
第2条（省略）	第2条（現行どおり）
（1）～（52）(省略)	（1）～（52）(現行どおり)
(新設)	（53）再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業
(新設)	（54）地熱の調査、開発、計測並びに熱供給事業
(新設)	（55）地熱、温泉熱、工場排熱等の未活用熱エネルギーを有効利用した事業及びそのコンサルタント業務
(新設)	（56）再生医療等の先端医療分野における医業コンサルタント事業
(新設)	（57）医薬品、医薬部外品、健康食品、サプリメント、スキンケア・ヘアケア商品の販売
(新設)	（58）医療器具および医療施設のリースならびに開業支援
（53）前各号に付随する一切の業務	（59）前各号に付随する一切の業務
第2章　株式	第2章　株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条　当会社の発行可能株式総数は、2,610,900株とする。	第6条　当会社の発行可能株式総数は、3,144,976株とする。
(新設)	(単元株式数)
	第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
	附則
	第7条の変更の効力発生日は平成

	26年1月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。
第7条～第４７条（省略）	第８条～第４８条（現行どおり）

(注) 当社は平成25年12月24日開催予定の臨時株主総会で定款の一部変更（発行可能株式総数）及び「第三者割当による募集株式（普通株式）及び新株予約権の発行の件」を付議しております。
当該株主総会の承認可決を条件として、変更後の発行可能株式総数は3,144,976株となります。従って、当該株式分割後の発行可能株式総数は62,899,520株に修正されます。

（3） 日程

① 取締役会決議日　　平成25年11月8日
② 株主総会開催日　　平成25年12月24日
③ 定款変更の効力発生日　　平成25年12月24日

6．単元未満株式の取扱について

単元株式数の採用に伴い、100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式をご所有の株主様は、取引所市場でご所有の単元未満株式を売買することはできませんが、以下の制度をご利用頂くことが可能であります。具体的なお手続きにつきましては、お取引のある証券会社へお問い合わせ下さい。

（1） 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、株主様がご所有される単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

以　上